証券コード 5463
平成28年６月３日

株 主 各 位

大阪市西区北堀江三丁目９番10号
丸一鋼管株式会社
取締役社長 吉 村 貴 典

第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第82回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面（議決権行使書）またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、平成28年６月23日（木曜日）午後５時10分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　平成28年６月24日（金曜日）午前10時

2. 場　　所　大阪市中央区難波五丁目１番60号
スイスホテル南海大阪８階「浪華」の間

3. 目的事項

報告事項
1. 第82期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第82期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役６名選任の件

第２号議案　当社株式に対する大規模買付行為への対応方針一部変更および継続の件

4. 招集にあたっての決定事項

① インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使の内容として取り扱います。

② インターネットと書面（議決権行使書）の両方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効な議決権行使の内容として取り扱います。

以　上

＊当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

＊法令および当社定款第15条に基づき、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表をインターネット上の当社ウェブサイト(http://www.maruichikokan.co.jp/)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した対象の一部であります。

＊株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.maruichikokan.co.jp/)に掲載させていただきます。

【インターネットによる議決権行使のお手続きについて】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

（1）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は㈱ＮＴＴドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

（2）パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォールなどを使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合など、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（3）携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

（4）インターネットによる議決権行使は、平成28年６月23日（木曜日）の午後５時10分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点などがございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

（1）議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2）株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

（3）株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話などをご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話など利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

＜機関投資家の皆様へ＞
議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

以　上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
・電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

株 主 総 会 参 考 書 類

議案および参考事項

第１号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレートガバナンスの強化を図るため、社外取締役１名増員し、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	鈴木博之（すずき ひろゆき） (昭和21年２月７日生)	昭和55年８月　当社入社 昭和58年６月　当社取締役 平成２年６月　当社常務取締役営業部長 西部地区営業管掌 平成９年６月　当社専務取締役 東部地区管掌 平成11年６月　当社代表取締役副社長 社長補佐 平成15年４月　当社代表取締役社長 平成15年６月　当社代表取締役社長 社長執行役員 平成25年６月　当社代表取締役会長兼CEO 会長執行役員 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 丸一鋼販株式会社代表取締役社長 九州丸一鋼管株式会社代表取締役社長 マルイチ・サン・スチール・ジョイント・ストック・カンパニー会長	83,700株
	【取締役候補者とした理由】 長年にわたり当社の経営を担っており、平成15年から平成25年まで代表取締役社長を務め、現在は代表取締役会長兼CEOとしての職務に従事し、当社における豊富な業務経験、経営全般およびグローバルな事業経営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	吉村貴典 (昭和32年６月16日生)	昭和56年３月　当社入社 平成９年６月　当社取締役 平成15年６月　当社取締役退任 執行役員特品事業部長 平成17年６月　当社取締役常務執行役員 特品事業部長 平成18年４月　当社取締役常務執行役員 社長補佐・生産/技術部門 西部地区工場管掌 特品事業部長 平成20年６月　当社取締役専務執行役員 社長補佐・生産/技術部門 特品事業部長 平成21年４月　当社取締役専務執行役員 社長補佐・生産/技術部門 特品事業部管掌 平成22年６月　当社取締役専務執行役員 社長補佐・生産/技術部門 特品事業部管掌 LSB事業管掌 平成23年６月　当社代表取締役 副社長執行役員 社長補佐・生産/技術部門 特品事業部管掌 LSB事業管掌 平成25年６月　当社代表取締役社長兼COO 社長執行役員 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 四国丸一鋼管株式会社代表取締役社長	249,000株
	【取締役候補者とした理由】 入社以来、主に生産・品質管理等技術部門に従事し、現在は代表取締役社長兼COOを務めており、当社における豊富な業務経験、経営全般およびグローバルな事業経営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当および
重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>堀川　大仁
(ほりかわ　だいじ)
(昭和26年４月６日生)</td><td>昭和59年３月　当社入社
昭和62年６月　当社取締役東京事務所長
平成９年６月　当社常務取締役営業部長
平成13年６月　当社専務取締役
東部地区・中部地区管掌
平成15年６月　当社取締役副社長執行役員
社長補佐・営業部門
東部地区・中部地区管掌
平成18年４月　当社取締役副社長執行役員
社長補佐・営業部門
北海道地区管掌
平成25年６月　当社取締役副社長執行役員
営業部門担当
北海道地区管掌
平成26年８月　当社取締役副社長執行役員
営業部門担当
(現在に至る)
(重要な兼職の状況)
北海道丸一鋼管株式会社代表取締役社長
丸一金属制品（佛山）有限公司董事長</td><td>411,387株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
入社以来、主に営業部門に従事し、現在は副社長執行役員営業部門担当を務めており、購買、販売の責任者として当社における豊富な業務経験およびグローバルな事業経営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>目黒　義隆
(めぐろ　よしたか)
(昭和28年１月５日生)</td><td>昭和51年３月　当社入社
平成15年６月　当社執行役員
名古屋事務所長
平成18年４月　当社執行役員
名古屋事務所長
中部地区管掌
平成20年６月　当社執行役員東京事務所長
平成22年６月　当社取締役執行役員
東京事務所長
平成24年６月　当社取締役常務執行役員
東京事務所長
(現在に至る)</td><td>2,700株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
入社以来、主に営業部門に従事し、現在は常務執行役員東京事務所長を務めており、お客様との取引関係における豊富な業務経験、営業推進・管理業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	中野 健二郎 (なかの けんじろう) (昭和22年８月13日生)	昭和46年４月　株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成10年６月　同行取締役証券部長 平成13年４月　株式会社三井住友銀行執行役員投資銀行統括部長 平成14年６月　同行常務執行役員大阪本店営業本部長 平成17年６月　同行専務取締役兼専務執行役員法人部門統括責任者 平成18年４月　同行代表取締役兼副頭取執行役員 平成20年４月　同行代表取締役副会長大阪駐在 平成20年６月　当社監査役 平成22年６月　京阪神不動産株式会社（現京阪神ビルディング株式会社）代表取締役社長（現任） 平成25年６月　当社取締役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 京阪神ビルディング株式会社代表取締役社長 レンゴー株式会社社外取締役	0株
	【社外取締役候補者とした理由】 株式会社三井住友銀行および京阪神ビルディング株式会社での会社経営および国内外の経済・金融市場に関する豊富な知識と経験を有しており、当社取締役会の適切な意思決定および経営監督の実現に貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	※ 牛野（うしの） 健一郎（けんいちろう） (昭和23年９月10日生)	昭和47年４月　丸紅株式会社入社 平成５年４月　MARUBENI TUBULARS INC.（ヒューストン）社長 平成９年４月　丸紅株式会社鋼管部長 平成13年10月　伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社鋼管本部長 平成15年４月　同社執行役員鋼管本部長 平成18年４月　同社取締役兼常務執行役員経営企画・人事総務本部長 平成19年４月　同社代表取締役副社長 平成21年４月　同社代表取締役社長 平成25年４月　同社相談役 平成26年４月　富安株式会社取締役相談役 平成28年６月　同社取締役相談役(退任予定) (現在に至る) (重要な兼職の状況) 富安株式会社取締役相談役	0株
	【社外取締役候補者とした理由】 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社での会社経営において培われた経営者としての高い見識と鉄鋼業界での長年の経験を有しており、当社取締役会の適切な意思決定および経営監督の実現に貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。		

（注）1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. ※の候補者は新任候補者であります。
3. 中野健二郎氏、牛野健一郎氏は、社外取締役候補者であります。なお、中野健二郎氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、牛野健一郎氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
4. 社外取締役候補者に関する事項
（1）中野健二郎氏が社外取締役に就任してから、本総会終結の時をもって３年であります。なお、同氏は当社社外取締役就任前の５年間において当社社外監査役でありました。
（2）牛野健一郎氏は、平成25年４月まで当社の特定関係事業者（主要な取引先）である伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社の業務執行者でありました。
（3）当社は中野健二郎氏との間で、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金1,000万円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担する内容の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認された場合、本契約を継続する予定であります。また、牛野健一郎氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金1,000万円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担する内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第２号議案　当社株式に対する大規模買付行為への対応方針一部変更および継続の件

当社は、平成25年５月９日開催の取締役会において、特定株主グループ(注１）の議決権割合（注２）を20％以上とすることを目的とする当社株券の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20％以上となる当社株券等（注３）の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対する方針（以下、「本方針」といいます。）の継続を決定したのち、平成25年６月25日開催の第79回定時株主総会で本方針の継続を議案として諮り株主の皆様のご承認を得ております。今般、本方針について、第82回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）終結の時をもってその有効期限が満了することから、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の保護の観点から、継続の是非を含め検討してまいりました。その結果、その後の法律の改正、情勢の変化等を踏まえ、平成28年５月11日開催の取締役会において、当社取締役全員の賛成により、本株主総会における株主の皆様のご承認を得られることを条件として、本方針を一部変更した上で、継続することを決定いたしました。

本議案は、引き続き株主共同の利益を守るために、本方針を一部変更し、継続することにつき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本方針における主な変更点は、次のとおりです。

① 独立委員会が対抗措置の発動に際して、あらかじめ株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合などに、対抗措置発動の是非について当社株主様の意思を確認させていただくため株主意思確認総会を開催すること。

② 独立委員会の委員を、当社のコーポレートガバナンス・ガイドライン第18条に定める独立性判断基準を満たす者として選定された候補者から、当社株主総会において選任された社外取締役・社外監査役で構成すること。

本方針につきましては、当社監査役４名はいずれも、本方針の具体的な運用が適正に行われることを条件として、本方針に賛成する旨の意見を表明しております。

なお、平成28年３月31日現在における当社の大株主の状況は別紙３の「大株主の状況」のとおりです。また、本日現在、特定の第三者から当社株券等の大規模買付に関する打診および申し入れ等は一切ございません。

1. 大規模買付ルールの必要性

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。そのためには、大規模買付行為にあたり十分な情報が株主の皆様に提供されることが重要と考えます。従いまして、当社取締役会としましては、株主の皆様の判断のために、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し取締役会としての意見を取りまとめて開示いたします。

当社の経営には、鉄鋼産業の一翼を担う鋼管の製造加工および販売などを行う企業としての豊富な経験、国内外の取引先および顧客等との間に築かれた長期的取引関係、全国に立地する各工場と地域社会との関係等への理解が不可欠です。これらに関する十分な理解なくしては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。そのため、当社株式の適正な価値を投資家の皆様にご理解いただくよう、IR活動を通じて事業内容の適時開示に努めておりますが、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の間に適切に判断されるためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考えられる株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響、当社の従業員、関連会社、取引先および顧客等のステークホルダーとの関係など大規模買付後の経営方針や事業計画等は、重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主にとっては重要な判断材料になると考えます。

また、当社取締役会は、大規模買付者との間にも中長期的な企業価値向上を目的として建設的な対話は可能であり、そのための機会と十分な時間の確保は当社および大規模買付者双方にとっても有意義なものと考えております。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、従前より、一定のルールを設け、株主の皆様への十分な情報の提供と検討の期間を確保し、取締役会が大規模買付者との間で必要な交渉を行うとともに、当社の業務執行を行う者から独立した委員により構成される独立委員会への諮問を通じて、対抗措置の発動の是非についての取締役会の判断の公正性および透明性を担保する仕組みを構築してまいりましたが、今般、株主意思のさらなる尊重のため、必要に応じて株主の皆様の意思を直接に確認する仕組みを追加することといたしました。これらの仕組みは、株主の皆様が大規模買付者の相当性、妥当性を判断する上でも有用と考えております。

以上の見解に基づき、当社取締役会は、当社が社会のインフラを供給する企業として継続的、持続的に成長戦略を実施するために本ルール（以下、「大規模買付ルール」）を一部変更の上、継続することは、決して当社の取締役の保身を目的としないのみならず、当社グループの企業価値、株主共同の利益の維持、向上に資するものと思料いたします。

2. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、

（1）事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、

（2）当社取締役会による一定の評価期間が経過した後（下記4. の株主意思確認総会が開催される場合は、その総会の終結後）に大規模買付行為を開始する、

というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。その項目の一部は次のとおりです。

① 大規模買付者およびそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

② 大規模買付行為の目的および内容

③ 当社株式の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け

④ 大規模買付行為完了後に意図する経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下、「買付後経営方針等」といいます。）

本必要情報の具体的内容は大規模買付行為の内容によって異なるため、大規模買付者が大規模買付を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示した大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を提出いただくこととし、当社は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。また、意向表明書および本必要情報の提供は、すべて日本語を用いていただくものとします。

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後、または下記4. に定める株主意思確認総会を開催する場合には同総会の終結後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、速やかに公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

なお、大規模買付行為の提案があった事実、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した場合の取締役会評価期間の開始する日および満了する日を速やかに公表いたします。

3. 独立委員会の設置

当社取締役会は、本方針に基づく大規模買付者に対する対抗措置の発動の是非について最終決定を行いますが、本方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、決定の公正性、透明性を担保するため、独立委員会を設置しております。当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対して対抗措置発動の是非の勧告を行うものとします。なお、独立委員会は、対抗措置発動の是非に関し、あらかじめ株主総会において当社株主の皆様の意思を確認すべき旨の留保を付すことができるものといたします。また、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとし、独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜情報開示することといたします。

独立委員会の委員は３名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している者として、当社のコーポレートガバナンス・ガイドライン第18条に定める独立性判断基準に基づき選定された候補者から、当社株主総会において選任された社外取締役ならびに社外監査役の中から選任いたします。現在の独立委員会委員である社外監査役の矢野龍彦氏は本方針継続後も継続して独立委員会委員に就任予定で、新たに社外監査役である奥村萬壽雄氏および松尾園子氏、ならびに平成28年6月開催予定の第82回定時株主総会における取締役選任議案の承認可決を条件といたしまして、社外取締役に就任予定の中野健二郎氏および牛野健一郎氏が就任予定です。各委員の略歴は別紙２をご参照ください。

4. 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、以下のいずれかに該当する場合には、株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り速やかに株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動の是非に関する議案を付議し、当社株主の皆様の意思を確認するものといたします。

（1）独立委員会が対抗措置の発動に際して、あらかじめ株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合

（2）当社取締役会が、大規模買付行為が5.（1）に定める「当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合」への該当性が問題となる場合において、当社株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断した場合

上記に基づき、株主意思確認総会が開催された場合には、当社取締役会はその決議に従うものといたします。

5. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

（1）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、当社株主の皆様にご判断いただくことになります。もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、次に掲げる等の当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える方策をとることがあります。

① 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす恐れのある買付等である場合

1) 株券等を買い占め、その株券等について当社に対して高値で買取を要求する行為

2) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

3) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の担保や弁済原資として流用する行為

4) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

② 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことを指します。）等株主に株式の売却を事実上強要する恐れのある買付等である場合

③ 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合

④ 買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、および買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含む。）が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当な買付である場合

⑤ 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、取引先等との関係、または当社の企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大な恐れをもたらす買付等である場合

当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かの検討および判断については、その公正性、透明性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、独立委員会の勧告を最大限尊重しながら当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得価格の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響を検討した上で決定することといたします。

なお、当該大規模買付行為において、例えば、会社の資産を買付者の債務の担保とすることや、会社の遊休資産を処分し、その処分利益をもって高配当をさせることを大規模買付者が意図している場合であっても、上記例外的措置は、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合に限って行うものであり、かかる大規模買付者の意図がこれらに形式的に該当することや、株主以外のステークホルダーの利益に悪影響を与えることのみを理由として上記例外的措置を行うことはしないものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合および当社株主に対して、必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が提供されず、または提供された場合であっても著しく不十分な提供である場合には，具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が当社取締役会の権限として認めるものを行使し、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。また、具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙４に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合は、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

なお、当社は、新株予約権の発行を対抗措置とする場合において、その機動的発動を確保するために平成29年７月３日を有効期限とする新株予約権の発行登録を行っております。

6. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断されるために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をされることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断をされる上での前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5. において述べたとおり、大規模買付行為者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付行為者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により当社取締役会の権限として認められている対抗措置をとる場合がありますが、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において損失を被るような事態は想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

新株予約権の発行につきましては、新株予約権を取得するために所定の期間内に行使価額の払込みを完了していただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行する際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

なお、割当期日や新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者等が買付等を撤回した等の事情により、当該新株予約権の行使期間開始日の前日までに、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じません。従い、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

7. 大規模買付ルールの有効期限

上記本方針の継続を決定した当社取締役会には、当社社外監査役３名を含む監査役４名全員が出席し、いずれの監査役も、上記本方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、継続に賛成する旨の意見を述べました。

前述のとおり、本方針につき株主の皆様のご意向を反映させることが適切であると判断いたしましたので、本年６月開催予定の本株主総会においても本方針を議案としてお諮りする予定です。また、本議案が本株主総会で出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同をいただき承認された場合には、大規模買付ルールの有効期間を本株主総会終結の時から３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。但し、有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議により大規模買付ルールを廃止することがあります。また、有効期間中に大規模買付ルールを修正または変更する場合があります。大規模買付ルールが廃止、修正または変更がなされた場合には、その内容につき速やかに情報開示を行います。

8. 本方針の合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本方針は、経済産業省および法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。また経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年６月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、上記1.「大規模買付ルールの必要性」のとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 合理的な客観的発動要件を設定していること

本方針は、上記5.「大規模買付行為が為された場合の対応方針」のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(4) 独立性の高い社外者の判断を重視していること

本方針における対抗措置の発動等に際しては、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役および社外監査役のみで構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本方針の透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

(5) 株主意思を尊重するものであること

本方針は、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、一部修正して継続されるものであり、その継続について株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本方針継続後、有効期間の満了前であっても、株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

また、上記4.「株主意思確認総会の開催」のとおり、株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動の是非についてその決議に従うこととなっておりますので、株主の皆様のご意向が反映されます。

(6) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記7.「大規模買付ルールの有効期限」にて記載したとおり、本方針は当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けたものが、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会により本方針を廃止することが可能です。したがって、本方針はデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役任期は１年であり、期差任期制を採用していないため、本方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

注１：特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）ならびに当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注２：議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）または、(ii)特定株主グループが当社の株券等の大規模買付者およびその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計とします。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の２第８項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注３：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等を意味します。

別紙１

≪大規模買付行為開始時のフローチャート≫

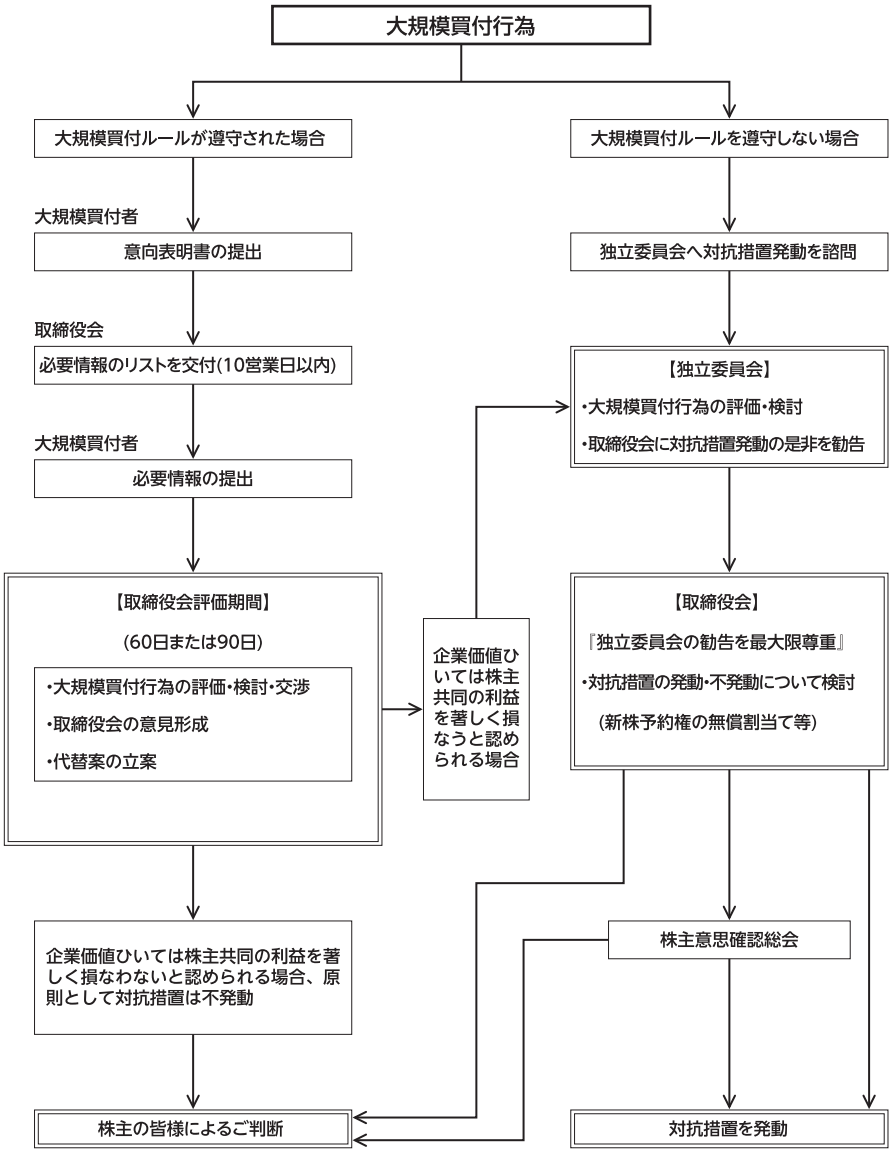

※本フローチャートは、本方針の手続きの概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご覧ください。

独立委員会委員の氏名および略歴

中野健二郎(なかの　けんじろう)氏　当社社外取締役
昭和22年８月13日生まれ

略　　歴	昭和46年４月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
	平成10年６月	同行取締役証券部長
	平成13年４月	株式会社三井住友銀行執行役員投資銀行統括部長
	平成14年６月	同行常務執行役員大阪本店営業本部長
	平成17年６月	同行専務取締役兼専務執行役員法人部門統括責任者
	平成18年４月	同行代表取締役兼副頭取執行役員
	平成20年４月	同行代表取締役副会長大阪駐在
	平成20年６月	当社社外監査役
	平成22年６月	京阪神不動産株式会社（現京阪神ビルディング株式会社）代表取締役社長（現任）
	平成25年６月	当社社外取締役（現任）
主な兼職	京阪神ビルディング株式会社代表取締役社長	
	レンゴー株式会社社外取締役	

注）①同氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。
注）②本株主総会における取締役選任議案の承認可決を条件といたしまして独立委員会委員に就任頂く予定です。

牛野健一郎(うしの　けんいちろう)氏　当社社外取締役就任予定
昭和23年９月10日生まれ

略　　歴	昭和47年４月	丸紅株式会社入社
	平成５年４月	MARUBENI TUBULARS INC.（ヒューストン）社長
	平成９年４月	丸紅株式会社鋼管部長
	平成13年10月	伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社鋼管本部長
	平成15年４月	同社執行役員鋼管本部長
	平成18年４月	同社取締役兼常務執行役員経営企画・人事総務本部長
	平成19年４月	同社代表取締役副社長
	平成21年４月	同社代表取締役社長
	平成25年４月	同社相談役
	平成26年４月	富安株式会社取締役相談役
	平成28年６月	同社取締役相談役（退任予定）
	平成28年６月	当社社外取締役（予定）
主な兼職	富安株式会社取締役相談役	

注）①同氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。
注）②本株主総会における取締役選任議案の承認可決を条件といたしまして独立委員会委員に就任頂く予定です。

奥村萬壽雄(おくむら　ますお)氏　当社社外監査役

昭和22年11月８日生まれ

略　　歴　昭和46年７月　警察庁入庁
平成13年５月　大阪府警察本部長
平成14年８月　警察庁警備局長
平成16年１月　警視総監
平成18年３月　財団法人全日本交通安全協会（現一般財団法人全日本交通安全協会）理事長
平成25年６月　公益財団法人日本道路交通情報センター理事長(現任)
平成25年６月　当社社外監査役（現任）

主な兼職　公益財団法人日本道路交通情報センター理事長
シャープ株式会社社外監査役
株式会社テレビ朝日ホールディングス社外取締役（監査等委員）

注）同氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

松尾　園子(まつお　そのこ)氏　当社社外監査役

昭和26年２月１日生まれ

略　　歴　昭和61年４月　大阪弁護士会入会
昭和61年４月　長野義孝法律事務所入所
平成10年４月　松尾法律事務所開設（現任）
平成13年４月　法制審議会　生殖補助医療関連親子法部会　幹事
平成17年10月　大阪家庭裁判所非常勤裁判官
平成20年１月　大阪家庭裁判所調停委員（現任）
平成23年４月　一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団　評議委員（現任）
平成25年４月　一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団　評議委員（現任）
平成27年６月　当社社外監査役（現任）

主な兼職　松尾法律事務所　代表

注）同氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

矢野　龍彦(やの　たつひこ)氏　当社社外監査役

昭和27年８月15日生まれ

略　　歴　昭和50年７月　監査法人朝日会計社（現有限責任 あずさ監査法人）入社
昭和53年３月　公認会計士登録
平成４年８月　朝日新和会計社（現有限責任 あずさ監査法人）社員
平成11年７月　朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）代表社員
平成14年６月　同社　経営企画本部長
平成15年５月　同社　本部理事、東京事務所理事
平成20年６月　あずさ監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）専務理事（企画担当）
平成22年８月　有限責任 あずさ監査法人退職
平成22年９月　矢野公認会計士事務所開設（現任）
平成27年６月　当社社外監査役（現任）

主な兼職　矢野公認会計士事務所　代表

注）同氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

以上

別紙３

大株主の状況 (平成28年３月31日現在)

氏名または名称	所有株式数 (株)	発行済株式数に対する所有株式数の割合(%)
丸一鋼管株式会社	11,255,369	11.97
ＪＦＥスチール株式会社	4,337,282	4.61
株式会社ヨシムラホールディングス	4,200,000	4.46
株式会社三井住友銀行	3,900,310	4.14
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	3,886,134	4.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・ＪＦＥスチール株式会社退職給付信託口)	3,003,000	3.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,814,600	2.99
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	2,525,100	2.68
吉村精仁	2,496,400	2.65
CBHK-CHINA STEEL CORPORATION	2,000,000	2.12

以上

別紙４

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主及びその発行条件
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）１株につき１個の割合で新株予約権を割当てるものとし、その割当の効力発生日は当社取締役会が別途定めるものとする。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は１株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数
新株予約権の割当総数は、100,000,000個を上限として、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は１円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20％以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件とする。詳細については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、行使条件、消却事由及び消却条件その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

なお、当社は、機動的発動を確保するために平成29年７月３日を有効期限とする新株予約権の発行登録を行っております。なお、上記の有効期限になりましたら再登録する予定であります。

以上

以上

MEMO

株主総会会場ご案内図

会　場　大阪市中央区難波五丁目１番60号
スイスホテル南海大阪８階「浪華」の間

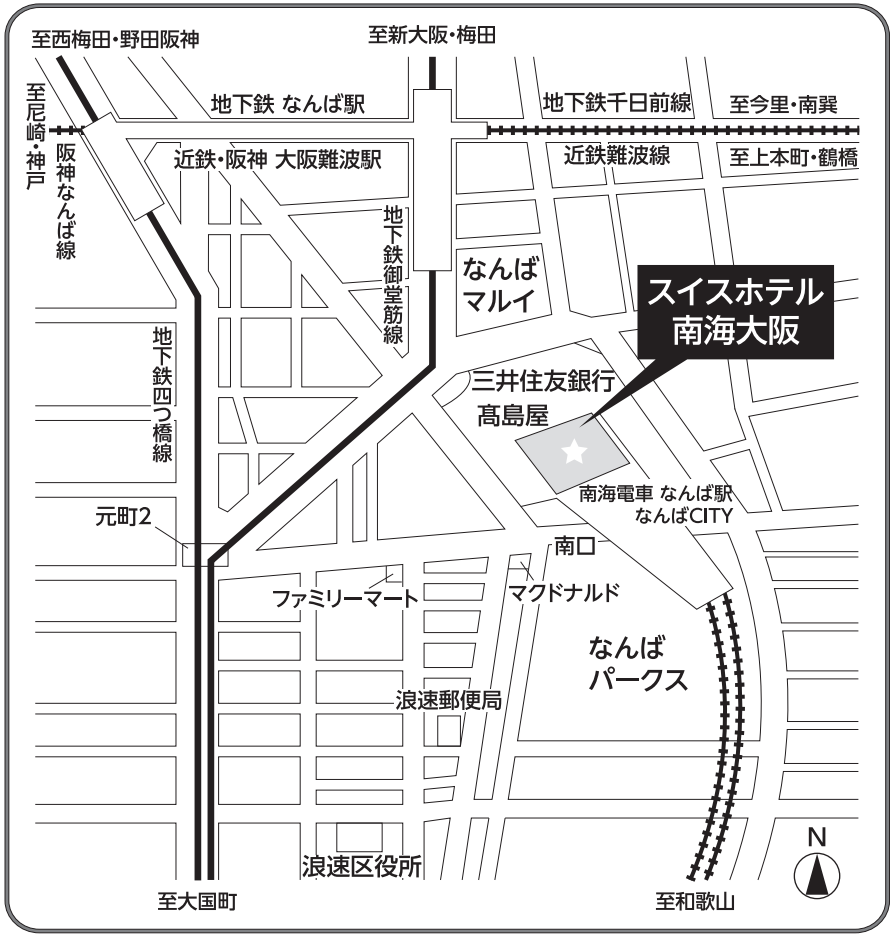

- 南海電鉄なんば駅直結。（３階改札口より専用エスカレーター有）
- 地下鉄御堂筋線・四つ橋線・千日前線なんば駅、近鉄・阪神大阪難波駅下車すぐ。（４番、５番出口）
- 地下鉄御堂筋線利用により、ＪＲ新大阪駅からは15分、大阪駅（梅田駅）からは10分。

＜お願い＞当日は、ご来場者用の駐車場をご用意しておりませんので、誠に勝手ながらお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK 本紙は、植物油インキを使用しております。